

福津市農業委員候補者及び農地利用最適化推進委員候補者の

推薦・募集要項

現農業委員及び現農地利用最適化推進委員の任期が満了することに伴い、福津市農業委員会では、農業委員の候補者及び農地利用最適化推進委員候補者を募集します。

1 推薦及び募集の対象

- (1) 福津市農業委員候補者（以下「農業委員候補者」）
- (2) 福津市農地利用最適化推進委員候補者（以下「推進委員候補者」）

2 募集期間

いずれも令和5年6月1日（木）～令和5年6月30日（金）まで

※応募状況によっては変更する場合があります。

3 推薦及び応募の資格

- (1) 推薦を受ける者又は応募できる者は、次のいずれにも該当する方です。

- ① 農業委員候補者

農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができる者

- ② 推進委員候補者

農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者で、担当する区域において、農地等の利用の最適化の推進のための活動ができる者

※いずれも法令等により農業委員又は推進委員との兼職が禁止されている職にない者

- (2) 次のいずれかに該当する者は、委員となることができません。

- ① 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

- ② 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終えるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者

- ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団若しくは暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者

4 推薦及び応募の方法

(1) 農業委員候補者

① 応募

農業委員候補者として応募しようとする者は、農業委員候補者応募申込書に必要事項を記入し、記名押印のうえ、市長に提出してください。

② 推薦

農業者又は団体等が農業委員を推薦する場合は、農業委員候補者推薦書に必要事項を記入し、記名押印のうえ、市長に提出してください。

(2) 推進委員候補者

① 応募

推進委員候補者として応募しようとする者は、推進委員応募申込書に必要事項を記入し、記名押印のうえ、農業委員会に提出してください。

② 推薦

農業者又は団体等が推進委員を推薦する場合は、推進委員候補者推薦書に必要事項を記入し、記名押印のうえ、農業委員会に提出してください。

(3) 提出先

福津市役所別館 2 階農業委員会事務局へ提出してください。なお、郵送による提出も可能です。(当日消印有効) また、提出された候補者推薦書及び候補者届出書は返却しませんのでご了承ください。

※法律等の規定により候補者推薦書及び候補者届出書に記載された事項は、住所事項を除き、全て公表となりますのでご承知ください。

5 候補者の選考

推薦及び応募による農業委員候補者の総数が定数を超えた場合又は市長が必要と認めた場合は、福津市農業委員会委員候補者選考委員会により候補者を選考します。また、推進委員候補者は農業委員会総会において選考します。なお、必要に応じて面接を実施する場合があります。

6 選考結果の通知

選考結果は、令和 5 年 8 月下旬までに本人宛に通知します。

7 個人情報の取り扱い

推薦及び応募により取得した個人情報については、保護・管理に十分留意するとともに、候補者の選考以外の目的に使用することはありません。

8 定数

- (1) 農業委員 11人
- (2) 農地利用最適化推進委員 11人

地区名	その地区の区域
津屋崎地区	在自、須多田、大石、生家、梅津、末広、渡、五反田、津屋崎、宮司
勝浦地区	奴山、桂区、西東、勝浦浜、勝浦松原、塩浜
福間地区	町部（大和・昭和）、浜部、井尻、舟橋、花見、四角、両谷、
神興地区	手光、冠、（通堂・小竹）、津丸、久末、八並
上西郷地区	畦町、本木、舍利蔵、内殿、上西郷

9 任期

- (1) 農業委員 任命の日（令和5年12月21日）から3年
- (2) 農地利用最適化推進委員 委嘱の日から農業委員の任期満了日まで

10 主な職務

(1) 農業委員

農地転用、農地の無断転用の防止・解消などの農地法等に基づいて農業委員会の権限に属する事項についての活動・審議等のほか、農地利用の集積・集約化、耕作放棄地の防止・解消などの農地の利用の最適化に関する事項についての活動・審議等が主な職務となります。会議は、毎月1回（毎月5日前後）程度の開催となります。また、必要に応じ研修会等に参加していただく場合があります。

(2) 農地利用最適化推進委員

農地の無断転用の防止・解消などを図るための調査等のほか、農業者や農業者が組織する団体等との話し合いを行い、農地利用の集積・集約化、耕作放棄地の防止・解消などを図るための調査等が主な職務となります。会議は、毎月1回（毎月5日前後）程度の開催となります。また、必要に応じ研修会等に参加していただく場合があります。

1 1 身分及び報酬額

いずれも地方自治法第203条の2に規定する特別職の非常勤職員で、福津市非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の規定に基づき報酬を支給します。

1 2 認定農業者に順ずる者とは

①認定農業者であった者 ②認定農業者の経営に参画する親族 ③認定就農者 ④人・農地プランの中心的経営体 等

【 推薦及び応募の問い合わせ先 】

〒811-3293

福津市中央1丁目1番1号

福津市役所 別館 2階 農業委員会事務局

電話 0940-62-5016

FAX 0940-43-9003

E-mail noi@city.fukutsu.lg.jp